富山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則(平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、富山市放課後児童健全育成事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「放課後児童健全育成事業」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法律」という。)第6条の3第2項に定める事業で、法律第34条の8第2項に定める届出をし、富山市放課後児童健全育成事業実施要綱に従った事業をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、留守家庭児童の保護育成を図るため、社会福祉法人等が行う放課後児童 健全育成事業に要する経費に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象者)

- 第4条 補助金の交付対象者は、次のいずれかの者とする。
 - (1) 社会福祉法人
 - (2) 特定非営利活動法人
 - (3) 学校法人
 - (4) その他、営利を目的としない法人、団体で市長の認めるもの

(補助金交付対象の開設条件)

- 第5条 補助金対象の開設条件は、以下のすべてを満たすものとする。
 - (1) 放課後~午後7時(休日は午前8時~午後7時)を基準として開設すること。
 - (2)年間平均登録児童数が10人以上であること。ただし、厚生労働大臣が、放課後 児童健全育成事業を実施する必要があると認める場合は、この限りでない。
 - (3) 開設場所や運営内容等が市の施策と合致していること。

(補助金の対象事業等)

第6条 補助金の対象事業、対象経費、基準額は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

- 第7条 規則第4条の規定による申請をするときは、放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書(様式第1号)により行うものとする。
- 2 規則第4条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 放課後児童健全育成事業

- ア 児童登録名簿
- イ 障害児名簿 ※該当の場合のみ
- ウ 処遇改善調査票 ※該当の場合のみ
- エ 医療的ケア児名簿 ※該当の場合のみ
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業
 - ア 物品購入計画書
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業
 - ア 利用料減免事業計算書(計画)
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策日額利用料放課後児童クラブ運営支援事業
 - ア 日額利用料放課後児童クラブ運営支援事業計算書(計画)

(交付の決定)

第8条 規則第5条第3項の規定による通知は、富山市放課後児童健全育成事業費補助金 交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(実績報告)

- 第9条 規則第12条の規定による報告をするときは、放課後児童健全育成事業費補助金 実績報告書(様式第3号)に次に定める書類を添えて提出しなければならない。
 - (1) 放課後児童健全育成事業
 - ア 事業実績書
 - イ 収支決算書
 - ウ 児童登録名簿
 - エ 障害児名簿 ※該当の場合のみ
 - オ 処遇改善実績調査票 ※該当の場合のみ
 - カ 医療的ケア児名簿 ※該当の場合のみ
 - (2) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業
 - ア 実績報告書
 - イ 補助対象事業に要した経費の詳細が分かるもの
 - (3) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業
 - ア 実績報告書
 - イ 補助対象事業に要した経費の詳細が分かるもの
 - (4) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業
 - ア 実績報告書
 - イ 補助対象事業に要した経費の詳細が分かるもの
 - (5) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業
 - ア 実績報告書
 - イ 物品購入報告書
 - (6) 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業
 - ア 実績報告書
 - イ 利用料減免事業計算書(実績)

- ウ 利用料等返金(減免)措置確認書
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策日額利用料放課後児童クラブ運営支援事業
 - ア 実績報告書
 - イ 日額利用料放課後児童クラブ運営支援事業計算書(実績)

(補助金額の確定)

第10条 規則第13条の規定による通知は、富山市放課後児童健全育成事業費補助金額 確定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る予算関係書類及び収支を明らかにした帳簿並び に証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間 保管しなければならない。

(細則)

第12条 この要綱に関し必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年12月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年9月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

(令和元年度新型コロナウイルス感染症対策に伴う補助対象事業の特例)

2 補助対象事業は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、市の要請を受けた期間の平日において、午前中から長期休暇などにおける開所時間(原則、1日につき8時間)に準じて開設する放課後児童健全育成事業とする。ただし、補助対象事業の実施にあたって追加で発生する経費について、送迎、給食、間食、保険料、教材費等の実費以外に、保護者負担金を新たに徴収する場合はこの限りではない。

(新型コロナウイルス感染症対策に伴う、補助金の対象経費等の特例)

3 前項に定める事業を行う場合における補助金の対象経費及び補助金額は、別表に定めるもののほか次に定めるところによる。

1 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援	左欄に定める経費の全額
事業 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業に	1か所あたり日額10,200円(上限)
より、令和2年3月2日から市が要請を行った期間の平日に	
おいて、午前中から開設するために要した経費	
2 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材	左欄に定める経費の全額
確保支援事業	1か所あたり日額 20,000円 (上限)
新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業に	
より、令和2年3月2日から市が要請を行った期間の平日に	
おいて、午前中から開設するための人材確保等に要した経費	
3 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推	左欄に定める経費の全額
進事業	1か所あたり日額 6,000円 (上限)
新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業に	
より、令和2年3月2日から市が要請をおこなった期間の平	
日において、午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な	
専門的知識を有する者を配置するために要した経費	
4 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	左欄に定める経費の全額
令和2年1月16日から3月31日までの間において、放	1か所あたり 500,000円 (上限)
課後児童健全育成事業実施施設等の消毒、感染症予防の広	
報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るた	
めに必要な経費	

(事業計画の変更等の承認)

- 4 附則第2項に定める事業を行った補助事業者は、補助金の事業計画変更等の承認を受けようとするときは、富山市放課後児童健全育成事業費補助金変更交付申請書(附則様式第1号)により次に掲げる書類を添えて申請し、市長の承認を受けなければならない。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対策事業計画書(附則別紙1)
 - (2) 新型コロナウイルス感染症対策事業物品購入計画書(附則別紙2)

(実績報告の特例)

- 5 前項による事業計画の変更を申請し、その承認を受けたものが、第9条の規定による 実績報告を行う場合は、同条各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を提出しなけれ ばならない。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対策事業実績報告書(附則別紙3)
 - (2) 新型コロナウイルス感染症対策事業物品購入報告書(附則別紙4)
 - (3) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用児童名簿(附則別紙5)
 - (4) 補助対象事業に要した経費の詳細が分かるもの

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月24日から施行し、改正後の富山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(令和2年度新型コロナウイルス感染症対策に伴う補助対象事業の特例)

2 別表に定めるもののほか、次の表の補助対象事業に対し、補助金を交付する。ただし、 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、市からの要請を受けて、 平日において午前中から開所する際、追加で発生する経費について、送迎、給食、間食、 保険料、教材費等の実費以外に保護者負担金を新たに徴収する場合は、次の表の補助金 は、交付しない。

補助対象事業	対象経費	基準額
1 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、市が午前中からの開所を要請した期間(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)の平日において、午前中から開設するために要した経費(実費は除く。)	中欄に定める経費の全額 1か所あたり日額 11,000 円(上限)
2 新型コロナウイルス感染症対 策臨時休業時特別開所人材確保 支援事業	新型コロナウイルス感染症対策に 伴う小学校の臨時休業により、市が午 前中からの開所を要請した期間(夏 季、冬季、学年末などの休業日を除 く。)の平日において、午前中から開 設するための人材確保等に要した経 費(実費は除く。)	中欄に定める経費の全額 1か所あたり日額 21,000 円(上限)

3 新型コロナウイルス感染症対	新型コロナウイルス感染症対策に	中欄に定める経費の全額
策臨時休業時障害児受入推進事	伴う小学校の臨時休業により、市が午	1か所あたり日額 6,000
業	前中からの開所を要請した期間(夏	円 (上限)
	季、冬季、学年末などの休業日を除	
	く。) の平日において、午前中から障	
	害児を受け入れる場合に、必要な専門	
	的知識を有する者を配置するために	
	要した経費(実費は除く。)	
4 新型コロナウイルスの感染拡	令和2年4月1日から令和3年3	中欄に定める経費の全額
大防止を図る事業	月31日までの間において、放課後児	1か所あたり 500,000 円
	童健全育成事業実施施設等の消毒、感	(上限)
	染防止用品の購入、感染症予防の広	(令和元年度の対象経費
	報・啓発など新型コロナウイルス感染	の実支出額との合計)
	症の拡大防止を図るために必要な経	
	費	
5 新型コロナウイルス感染症対	市が新型コロナウイルス感染症の	中欄に定める経費の全額
策利用料減免事業	拡大防止を図るために、放課後児童ク	1人あたり日額 500円(上
(月額利用料の放課後児童クラ	ラブを臨時休業させた場合や利用自	限)
ブ。5と6の事業の併用は不可と	粛要請を行った場合等の日割り利用	
する。)	料について、事業者が保護者に返還し	
	た場合等の経費	
6 新型コロナウイルス感染症対	市が新型コロナウイルス感染症の	中欄に定める利用者1人
策日額利用料放課後児童クラブ	拡大防止を図るために、放課後児童ク	あたり日額 250円 (上限)
運営支援事業	ラブを臨時休業させた場合や利用自	
(日額利用料の放課後児童クラ	粛要請を行った場合等における減少	
ブ。5と6の事業の併用は不可と	した利用者数	
する)	(児童登録名簿の補助基準人数に、対	
	象期間中の平日の開設日数を乗じた	
	人数から、実際の延べ利用人数を差し	
	引いた人数)	

(交付の申請)

3 規則第4条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次の表によるものとする。

	補助対象事業	提出書類
4	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	物品購入計画書
5	新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業	利用料減免事業計算書(計画)
6	新型コロナウイルス感染症対策日額利用料放課後児童ク	日額利用料放課後児童クラブ運営支援
3	ラブ運営支援事業	事業計算書 (計画)

(実績報告)

4 規則第12条の市長が必要と認める書類は、次の表によるものとする。

1 ががが117人の中女が名文と師のも自然は、例の女によるもののとうも。		
補助対象事業	提出書類	
1 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援	実績報告書	
事業 2 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材	臨時休業時利用児童名簿	
2 利宝コロナリイルへ恋楽症が泉崎時が楽時待が開かた初 確保支援事業	補助対象事業に要した経費の詳細が分	
3 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推	かるもの	
進事業		
4 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	実績報告書	
	物品購入報告書	
	領収証の写し	
5 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業	実績報告書	
	利用料減免事業計算書(実績)	
	利用料等返金(減免)措置確認書	
6 新型コロナウイルス感染症対策日額利用料放課後児童ク	実績報告書	
ラブ運営支援事業	日額利用料放課後児童クラブ運営支援	
	事業計算書(実績)	
	利用料等返金措置確認書	

附則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

附 目

この要綱は、令和3年9月18日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月15日から施行し、改正後の富山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年2月1日から適用する。

(令和3年度放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に伴う補助対象事業の特例)

2 別表に定めるもののほか、次の表の補助対象事業に対し、補助金を交付する。

補助対象事業	対象経費	基準額
放課後児童支援員等処 遇改善臨時特例事業	放課後児童支援員等処遇 改善臨時特例事業の実施に 必要な経費	支援の単位ごとに次により算出された額の 合計額
		11,000 円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数
		※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行

う常勤職員数に、1ヶ月あたりの勤務時間数を 就業規則等で定めた常勤の1ヶ月あたりの勤 務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を 加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」 については令和4年2月1日現在で放課後児 童クラブに勤務している職員により算出する こと。ただし、3月以降に新規採用等により、 賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合に は、適宜賃金対象者数に反映し、算出すること。

(交付の申請)

- 3 規則第4条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
- (1) 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書
- (2) 賃金改善内訳

(実績報告)

- 4 規則第12条の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
- (1) 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書
- (2) 賃金改善内訳
- (3)賃金改善の実績が確認できるもの 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月23日から施行し、改正後の富山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年度放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に伴う補助対象事業の特例)

2 別表に定めるもののほか、次の表の補助対象事業に対し、補助金を交付する。

補助対象事業	対象経費	基準額
放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	放課後児童支援員等処遇 改善臨時特例事業の実施に 必要な経費 ただし、対象経費の実支 出額が令和4年2月から9 月までの期間において、右 欄の式により算出された基 準額を超えていること。	支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000 円×賃金改善対象者数(※1)×事業 実施月数(※2)
		※1「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月あたりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月あたりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については令和4年4月1日現在で放課後児童クラブに勤務している職員により算出すること。ただし、5月以降に新規採用等により、

賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合に
は、適宜賃金対象者数に反映し、算出すること。
※2 令和4年9月まで

(交付の申請)

- 3 規則第4条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
- (1) 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書
- (2) 賃金改善内訳

(実績報告)

- 4 規則第12条の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
- (1) 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書
- (2) 賃金改善内訳
- (3) 賃金改善の実績が確認できるもの

対象事業	対象経費	基準額
	1 基本額	
	 (1)開設日数 250 日以上	 1 か所あたり年額
	 (ア) 児童数 1~19 人の放課後児童健	 2,553,000 円ー (19 人-支援の単位
	 全育成事業の運営に要する経費(飲	 を構成する児童の数)×29,000円
	食費を除く)	
	(イ) 児童数 20~35 人の放課後児童健	1か所あたり年額
	全育成事業の運営に要する経費(飲	4,672,000 円-(36 人-支援の単位
	食費を除く)	を構成する児童の数)×26,000円
	(ウ) 児童数 36~45 人の放課後児童健	1か所あたり年額
	全育成事業の運営に要する経費(飲	4, 672, 000 円
	食費を除く)	
	(エ) 児童数 46~70 人の放課後児童健	1か所あたり年額
	全育成事業の運営に要する経費(飲	4,672,000円- (支援の単位を構成
	食費を除く)	する児童の数-45人)×67,000円
	(オ) 児童数 71 人以上の放課後児童健	1か所あたり年額 2,917,000円
	全育成事業の運営に要する経費(飲	
	食費を除く)	
放課後児童健全育成	(2)開設日数 200~249 日	1か所あたり年額 1,726,000円
事業	(ア) 児童数 1~19 人の放課後児童健	
	全育成事業の運営に要する経費(飲	
	食費を除く)	
	(イ) 児童数 20 人以上の放課後児童健	1か所あたり年額 3,069,000円
	全育成事業の運営に要する経費(飲	
	食費を除く)	
	2 開設日数加算	1か所あたり年額
	250 日を超える開設に要する経費	14,000 円×251~300 日までの
	(1日8時間以上開設する場合)	250 日を超える日数
	3 長時間加算	
	(1)開設日数 250 日以上	
	平日分	平日分
	(1日6時間を超え、かつ18時を越える	1か所あたり 278,000 円×「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を越える
	開設に要する経費)	時間」の年間平均時間数
	長期休暇分	長期休暇分
	(1日8時間を超える開設に要する	1 か所あたり 125,000 円×「1 日 8 時間な初えて時間、の年間で物時間
	経費)	時間を超える時間」の年間平均時間 数
	(2)開設日数 200~249 日	

	<u> </u>	
	平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を越える	平日分 1か所あたり 278,000 円×「1 日
	開設に要する経費)	6 時間を超え、かつ 18 時を越える
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	時間」の年間平均時間数
	4 障害児受け入れ推進費	1か所あたり年額
	障害児の受け入れのための専門的知識	1,639,000 円
	等を有する職員の配置に要する経費	1 よっこと と 10 万一切
	5 放課後児童支援員等の処遇改善費 家庭、学校等との連絡及び情報交換等	1か所あたり年額 1,678,000円(上限)
	の育成支援に主担当として従事する職員	1,010,000 1 (1.1)
	を配置する場合に、当該職員の賃金改善	
	に要する経費	
	6 医療的ケア児受け入れ推進費	中欄に定める経費の全額
	医療的ケア児(児童福祉法 56 条の 6 第 2 項に規定 する「人工呼吸器を装着	4,029,000円(上限)
	よっぱに焼た する「八工庁の品を表有 している障害児その他の日常生活を営む	
	ために医療を要する状態にある障害児」	
	をいう)の受入れのための看護師、准看	
	護士、保健師又は助産師の配置に要する	
	経費 (1月に滞なれた場合)	
	(事業実施月数(1月に満たない端数を 生じたときは、これを1月とする)が 12	
	月に満たない場合には、各基準額に算定	
	された金額 に「事業実施月数÷12」を乗	
	じた額(1円未満切り捨て)とする。)	
	職員がたん吸引等の研修を受講するため	
	の代替職員の配置等、医療的ケア児の受	
	入れに必要な経費	and the state of t
	7 小規模放課後児童クラブ支援事業費 児童数が 19 人以下の小規模な放課後	1か所あたり年額 608,000円(上限)
	児童健全育成事業所に2人目以降の放	000,000 日(工成)
	課後児童支援員等の配置に要する経費	
新型コロナウイルス	新型コロナウイルス感染症対策に伴う	中欄に定める経費の全額
感染症対策臨時休業	小学校の臨時休業により、市が午前中から	1か所あたり日額 11,000円(上限)
時特別開所支援事業	の開所を要請した期間(夏季、冬季、学年	
	末などの休業日を除く。)の平日において、	
	午前中から開設するために要した経費(実	
	費は除く。)	
新型コロナウイルス	新型コロナウイルス感染症対策に伴う	中欄に定める経費の全額
感染症対策臨時休業	 小学校の臨時休業により、市が午前中から	1か所あたり日額 21,000円(上限)
時特別開所人材確保	の開所を要請した期間(夏季、冬季、学年	
支援事業	 末などの休業日を除く。)の平日において、	
	 午前中から開設するための人材確保等に	
	要した経費(実費は除く。)	
新型コロナウイルス	新型コロナウイルス感染症対策に伴う	中欄に定める経費の全額
感染症対策臨時休業		
心术证外水岬的外来。	 小学校の臨時休業により、市が午前中から	1か所あたり日額 6,000円 (上限)
時障害児受入推進事	小学校の臨時休業により、市が午前中から の開所を要請した期間(夏季、冬季、学年	1か所あたり日額 6,000円 (上限)

	午前中から障害児を受け入れる場合に、必	
	要な専門的知識を有する者を配置するた	
	めに要した経費(実費は除く。)	
新型コロナウイルス	職員が感染症対策の徹底を図りながら	中欄に定める経費の全額
感染症対策支援事業	業務を継続的に実施していくために必要	1か所あたり
	な経費 (研修受講、かかり増し経費等) 及	定員 19 人以下 300,000 円(上限)
	び放課後児童健全育成事業実施施設等の	定員 20 人以上 59 人以下
	消毒、感染防止用品の購入、感染症予防の	400,000円(上限)
	広報・啓発など新型コロナウイルス感染症	定員 60 人以上 500,000 円 (上限)
	の拡大防止対策に必要な経費	
新型コロナウイルス	市が新型コロナウイルス感染症の拡大	中欄に定める経費の全額
感染症対策利用料減	防止を図るために、放課後児童クラブを臨	1人あたり日額 500円 (上限)
免事業	時休業させた場合や利用自粛要請を行っ	
(月額利用料の放課	た場合等の日割り利用料について、事業者	
後児童クラブ。新型コ	が保護者に返還した場合等の経費	
ロナウイルス感染症		
対策日額利用料放課		
後児童クラブ運営支		
援事業との併用は不		
可とする。)		
新型コロナウイルス	市が新型コロナウイルス感染症の拡大	中欄に定める利用者1人あたり日
感染症対策日額利用	防止を図るために、放課後児童クラブを臨	額 250 円(上限)
料放課後児童クラブ	時休業させた場合や利用自粛要請を行っ	
運営支援事業	た場合等における減少した利用者数	
(日額利用料の放課	(児童登録名簿の補助基準人数に、対象期	
後児童クラブ。新型コ	間中の平日の開設日数を乗じた人数から、	
ロナウイルス感染症	実際の延べ利用人数を差し引いた人数)	
対策利用料減免事業		
との併用は不可とす		
る)		

備考

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、学校の休業日を除く平日において午前中から開所する際、追加で発生する経費について、送迎、給食、間食、保険料、教材費等の実費以外に保護者負担金を新たに徴収する場合は、新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業、新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業、新型コロナウイルス感染症対策支援事業、新型コロナウイルス感染症対策 制用料減免事業、新型コロナウイルス感染症対策日額利用料放課後児童クラブ運営支援事業の補助金は、交付しない。